

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和5年3月16日（木曜日） 開会 午前 9時05分 閉会 午前 9時26分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 丸 山 千代子 副委員長 黒 木 一 田 境 毅 伊 澤 伸 一 稲 吉 照 夫 岩 本 知 帆 藤 江 徹 (議長 足 立 初 雄)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	廣野房男議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 健康福祉部長 林 保 克 事業調整兼建設部長 羽根 洸 志 上下水道部長 石 川 正 樹 保険医療課長 山 本 幸 恵 土木課長 谷 川 啓 下水道課長 鳥 居 正 和
議会事務局職員	主任 主 査 手 嶋 大 地
会 議 に 付 し た 案 件	第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について 第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について 第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関 する条例の一部改正について 第12号議案 町道路線の認定及び廃止について

委員長 皆さん、おはようございます。

気候もよくなりまして、本当に暖かくなってまいりました。本当に町内を歩いておりますと、春を感じるこの頃でございます。町の花は椿、そして町の木はヤマザクラであります。これから、町のきっと花が満開になる時期でございますので、本当にこの自然環境を守っていかねばならないというふうに思っているところであります。

それと、今週の火曜日でしたか、248で死亡事故がございました。本当に、今年はいつも4月に交通安全運動が行われるところでございますけれども、選挙の関係かと思いますが、5月10日から始まるということで、やはり新入学、卒業の時期と新入学を控えておりますので、十分交通安全対策には気をつけていただきたいというふうに思っているところでございます。

今日は、当委員会に付託されましたのは4件でございますけれども、十分慎重審議の上に御協議いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

開会に先立ち、町長より挨拶を頂きます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

本当に春めいてまいりましたけれども、帰りになるとちょっと寒いなっちゅうときもあります。ちょっと寒暖の差がまだ続いておりますので、体調に十分御留意いただきたいと思っております。

昨日は最後の区長会議ちゅうか、令和4年度の区長会議を終わらせていただいて、区長様方をお見送りしたということでもあります。いろいろコロナで制約がたくさんある中、区長様におかれましては、様々な取組をしていただいたことを改めてお礼を申し上げます。

また、最後に、今回野場と須美の火災がちょっと続いたという山火事の件で、防災メール、タウンメール等でお知らせがちょっと一部不備があったといひますか、発生したことと鎮火したような情報提供が少し遅かった、ないしはしなかったという部分が出ておまして、区長様方におわびを申し上げたところでございます。

それから、今委員長様からお話がありました、大変桜のシーズンになりまして、しだれ桜まつりも幸田公園で行われていくということでもありますけども、幸田の中央公園のウォーキング・ジョギングコースもしっかりと整備をされまして、御存じだとは思いますが、外側がAコースでありまして、青色でAコースであります。1周が約536メートルということで、中央公園の遠路を通るコースであります。グラウンドの中がBコースであります。これにつきましては、1周が約421.95メートルと、いうことで、マラソンの42.195キロの100分の1であるということ、グラウンドの中に赤マークが目印としてついておるということで、100回回るとそれだけフルマラソンしたということ、桜のシーズンになりますとたくさんの方が公園に来ていただけるということで、しっかりとこの新しい設備を利用させていただきたいと思っております。

今回ちょっと寂しい話でありますけど、長年にわたりまして幸田公園のしだれ桜まつり保存に御尽力いただきましたハカ様が亡くなられたということで、10年以上にわたりまして幸田公園のシダレザクラの保存等に大変な御尽力を頂いたということで、今回の

せっかくの桜が、ハカリさんも見たかったんだらうなというふうに思っておりますけども、御冥福をお祈りしたいと思っております。

本日はお話ありました、付託されました4件の議案について慎重御審議のほどをお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 5分

委員長 これより、議事に入ります。

さきの定例会、本会議において本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書の35ページから36ページを御覧ください。議案関係資料は50ページから51ページでありまして、併せて御参照ください。

出産育児一時金の支給額につきましては、健康保険交付条例等が改正されたことを踏まえ、改正するものであります。

改正前の支給額につきましては、産科医療補償制度の7分10金額を含めた額としていましたが、本来補償制度の対象外となる体外出産、帰宅出産等産科医療補償制度対象外の分娩についても、掛金分を加算した形での支給額となっていたため、本改正により、掛金部分を別立てすることにより、他の医療保険、また、西三河9市とも足並みをそろえることといたしました。

補足説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。ありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案 幸田企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。
上下水道部次長。

上下水道部次長 定年延長に伴います企業職員の条例改正になります。

補足説明は特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び処理及び管理に関する
条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長 それでは、第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に
関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書については39ページ、40ページになります。議案関係資料につきまして54ペー
ジ、50ページになりますので、よろしくお願ひいたします。

今回の条例改正は、農業集落排水事業の大草地区の公共下水道への設備に伴うもので、
別表第1に規定する処理施設のうち、大草集落家庭排水処理施設をセキョするものです。
逆川、高力と、今回の大草で3か所となります。

以上で、第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、伊澤君。

5番伊澤伸一君 先般の予算特別委員会で、集落排水についても企業会計に移っていくとい
うような説明があったと思うわけでありまして、これは、このスケジュール、会計か
らどういうふうに変わっていくのか、そこら辺のスケジュールと、それから扱いですね、
改めて説明をお願いします。

委員長 下水道課長。

下水道課長 スケジュールですが、会計の移行についてなんですけども、令和6年4月1日
をもちまして、今行っております公共下水道と同じように、企業、公営企業会計の移行
をさせていただきます。そのために今、4年度、今年度と5年度につきましても、準備

を進めさせていただいております。

また、扱いなんですけども、最後にちょっと補だけで、前回、昨日、一昨日説明させてもらったんですけども、基本的には今ある公共下水道の公営企業会計のほうと一緒に、一緒にたになりまして、説明、予算書と決算書につきましては、最後にあるセグメントという形で、公営会計、会計企業分と、集落排水、集落排水事業分と分かるように説明させてもらうようになっております。

以上です。

委員長 5番、伊澤君。

5番伊澤伸一君 そうしますと、分けていく、6年の4月1日から公営企業会計に包含されていくわけでありまして、これはこの会計の中で、順次残つとる、あと何施設が移行するんですかね。5施設ぐらいがまだこれから移行していくと思うんですけど、それまでは、集落排水分、今までは特別会計だったんで、すごく分かりやすかったわけだけど、包含されていくと、もう何ていうのかな、集落排水分が公共下水道のほうへどんどん移って行って、最後には、3施設は、集落排水は下水接続せんやつがある、残ると思うんですが、それはどういうふうに扱われていくわけでしょうか。

委員長 下水道課長。

下水道課長 会計が特別会計から企業会計になりまして、必要なお金、委託料とかそういった工事費とかは存在します。表記の仕方が目に見えて変わるの否めません。そして、特別会計に、自分もなんです慣れ親しんでいますので、説明する、お伝えするのはちょっと、本当にうちのも詳しく説明しなきゃいけなくなりますが、ちょっと分かりづらくなるかなというのは、ちょっと自分は認識しているところでございます。

ただ、同じように、今委員さん言われましたように、残り、全部で10か所、最後3か所を残しまして移行はしております。ただ、会計上、何ていいますかね、特別会計から企業会計に変わりましたが、企業会計の中で、処理場のこれらの維持、維持ですかね、維持管理のほうは同じように行っていきます。基本的にかかるお金とかは、集落排水分については処理場がなくなるので、全体の量も減りますし、汚泥引き抜きとかそういったものも減ることはあるんですが、会計としては表記していきますので、何ていいますかね、一概に全てなくなるというわけじゃないけど吸収して表記させてもらう形にはなりますが、具体的にはそういった計算とかで出していくところですが、ちょっと会計が特別会計と公営企業会計でちょっとおかしくなるんじゃないかというのは、ちょっと思っています。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第11号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

土木課長。

土木課長 それではよろしく願いいたします。

第12号議案 町道路線の認定及び廃止について補足説明させていただきます。

議案書の41ページから44ページになります。議案関係資料につきましては56ページから65ページになりますので、併せて御参照ください。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線を認定及び廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、道路整備等に伴い必要があるからです。

認定する路線が10路線、廃止する路線が5路線であります。

それでは、議案関係資料56ページの図面番号1から補足説明いたします。

認定する10路線のうち、図面番号1、A-912、菱池菱池12号線初め4路線につきましては、菱池遊水地事業地内における幸田町の道路及び水路を愛知県が買収することから廃止し、改めて必要な部分を認定するものです。

次に、図面番号2、BS-126、上山村3号線については、市街化区域内の複数の土地において接道がないため、新たに道路を新設するために認定するものであります。

次に、図面番号3、C-723、大畔2号線及び次の図面番号4、C-724、下沢渡3号線については、現況道路に上下水道が敷設されており、道路に隣接して住宅も既に建設されておりますが、将来建て替えには町道認定が必要なため、認定するものであります。

次に、図面番号5のC-725、石原前山1号線及び図面番号6のC-726、洗前楠2号線等及びにつきましては、民間や愛知県企業庁の開発により、必要な部分を廃止、改めて認定するものです。

次に、図面番号7、8、9、につきましては、先ほどの認定と同じ理由で廃止するものですので、説明を省略いたします。

最後に、図面番号10、C-653、須美南山3号線については、過去に広域農道として整備した道路を、農林水産関係の国及び県予算を活用して舗装修繕するため、町道の認定を廃止するものです。

以上で、第12号議案 町道路線の認定及び廃止についての補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

1番、田境君。

1番田境 毅君 少し、内容について確認だけさせていただきます。

まず、C-726、洗前楠2号線の件です。ここは多分、これから企業のところの話が進む中で、不要になるところは廃止をして必要なところを新たに認定するということで、認定のところと廃止のところ、61ページと64ページに載ってます。64のほうの突き抜

けて、スグ線に抜けるところは分かるんですが、61ページのほうの、終点の線の場所なんですけど、ここって今畑で、道がないんですけど、ここに新たに道が作られるということイメージすればよいのかという点と、あと、ここに始点から終点まで行く間がかなり狭い道路で、一応アスファルトは敷いてあるんですが、道幅とかもこういった認定があったときにはこれから工事に、要は敷地を拡張して、道幅広くするような工事もやられるという計画をイメージされているのか、その辺考えがあったら教えてください。

委員長 土木課長。

土木課長 今回のC-727につきましては、道路の付け替えにより、道路の機能は確保いたします。

委員長 1番、田境君。

1番田境 毅君 承知しました。イメージは分かりました。

それからあともう一点、野場のほうのところであります。ページでいくと、路線でいくとC-723になります。

こちらのほうは、先ほど建物が既に、ビジュツが建っているから下水道敷設されてるんで、あの建物の建て替えのときには町道認定が要するところでの軒をされるということでした。先日ちょっと火災があったときに、道の下がえぐれてるような状態も実はあって、ちょっと話はさせていただいたんですが、町道認定されて今のこういった認定に基づいて、道路自体のそういった点検ですとか再整備のところも、今後これを認定された後というのは計画をされていくのかどうか、そこだけ確認させてください。

委員長 土木課長。

土木課長 今の認定ない状態でございまして、農道、林道、いわゆるどこにも属さない赤道を含め、土木課のほうで管理させていただいてますので、引き続き町道認定後も、以前と変わらず形で管理していきたいと。

委員長 1番、田境君。

1番田境 毅君 分かりました。

あと、最後に1点確認です。遊水地の件で目次のほうとか、関係資料のほうの56ページで、新たに認定をされる田んぼの真ん中の部分になりますが、4本あります、A-912から915まで。ここというのは、今未舗装の状態のうちがあると思うんですが、ここというのは、遊水地ができた後に舗装までされるのかどうか、今のままでいくのかどうか、この辺りの考えだけ教えてください。

委員長 土木課長。

土木課長 56ページの町道認定につきましては、併せて圃場整備を今現状でやっておりますので、最終的には遊水地、遊具運動公園の出入口の幹線道路となるのが想定されますので、圃場整備地内の農道ではなく、道路規格で、圃場整備の施工業者、功の愛知県農林事務所と調整しまして、農道規格ではなく町道規格で整備します。具体的にちょっと舗装までやるというのは、まだ現実未定ですけども、中に、例えば暗渠管ですとか、そういったものにつきましては、農道規格ではなく道路規格で整備していただくように調整済みです。

委員長 1番、田境君。

1 番田境 毅君 町道規格で整備をされるということで、舗装するかどうかはまた別という検討だということが理解をできました。やっぱり遊水地ができた後の使われ方を考えたときに、よりいい使い方ができるように整備が必要かなと思いますし、やっぱりここで働かれる方も当然ここ通るわけですから、ぜひそういった部分も含めて、より使いやすい道路にさせていただけたらと思います。

以上です。終わります。

委員長 ほかにありませんか。

14番、岩本君。

14番岩本 知帆君 補足説明と資料の数字の違いがあったので、ちょっとどちらが正しいか教えていただきたかったんですけども、資料59ページのC-724が、下沢渡3号線って言われてたかなと思うんですけど、資料は2号線って書いてあるんですが、2号線のほうで間違いなかったですか。

委員長 土木課長。

土木課長 2号線でお願いいたします。

委員長 14番、岩本君。

14番岩本 知帆君 ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第12号議案 町道路線の認定及び廃止についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案とおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前 9時26分

委員長 閉会に当たり、町長より挨拶を頂きます。

町長。

町長 ただいま慎重審議、付託されました4つの議案について、いろいろ御意見頂きましてありがとうございました。頂きました意見につきましても、しっかり精査して取り組みたいと思っております。

冒頭より委員長様からお話ありましたように、これから年度末にかけて人の移動、たくさん人が動いていくということが予想されます。そういった中で、交通安全環境等を含めまして、しっかりと徹底していくということとともに、年度末の事業予算をしっかりと管理執行していきたいと思っております。

本日は慎重審議ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午前 9時26分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年3月16日

福祉産業建設委員会
委員長